

千葉県産業支援技術研究所共同研究取扱指針

(趣 旨)

第1条 この指針は、千葉県産業支援技術研究所（以下「研究所」という。）が企業等と研究を分担し共同で行う研究（以下「共同研究」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(共同研究の基準)

第2条 研究所は、次の基準に該当する場合に共同研究を行うことができるものとする。

- (1) 研究所が行う研究として必要かつ妥当なものであること。
- (2) 共同研究として行うことにより、効率的かつ優れた実績が期待されること。
- (3) 共同研究を行おうとする者（以下「共同研究者」という。）が、当該共同研究成果の事業化等を行うために必要な技術力等を有すると認められること。

(申 請)

第3条 共同研究者は、共同研究申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を千葉県産業支援技術研究所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

(承 認)

第4条 所長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに第2条に定める基準に基づいて審査を行い、共同研究の可否を決定し通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 所長は、共同研究を実施するときは、共同研究者と当該共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結しなければならない。

(契約の変更)

第6条 本研究の内容に変更が生じた場合は、両者協議の上、共同研究変更契約を締結するものとする。

(契約の解除)

第7条 本研究の契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたときは本契約を解除することができるものとする。

(研究経費の負担)

第8条 共同研究に要する経費の負担は、研究分担に応じた経費をそれぞれが負担するものとする。

(研究期間)

第9条 共同研究の期間は、原則として当該年度内とする。

ただし、やむを得ない場合が生じたときは、両者協議の上、期間を延長することができるものとする。

(研究の中止)

第10条 所長及び共同研究者は、やむを得ない場合が生じたときは、両者協議の上、研究を中止することができるものとする。

(報告)

第11条 所長及び共同研究者は、共同研究を完了したときに、速やかに研究結果を書面で報告するものとする。

なお、やむを得ない場合が生じて中止した場合は、その時点までの研究結果を書面で報告するものとする。

(知的財産権に関する事項)

第12条 研究所に属する研究員及び共同研究者に属する研究員が共同して行った発明等（以下「共同発明等」という。）に係る出願等の取扱いについては、所長及び共同研究者が協議の上、別に定めるものとする。

(成果の公表)

第13条 所長は、共同研究が終了したときに、共同研究により得られた成果を公表するものとする。

ただし、共同研究者が業務上の支障があるため、研究成果を公表しないよう所長に申し入れたときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第14条 研究所に属する研究員及び共同研究者に属する研究員は、共同研究において知り得た一切の情報を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意無しに、それらを第三者に開示してはならない。

(協議)

第15条 所長及び共同研究者は、この指針に定めのない事項については協議の上、別に定めるものとする。

(補 則)

第16条 この指針に定めるもののほか、指針の運用について必要な事項を別に定めるものとする。

附 則

この指針は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年10月1日から施行する。

(様式第1号)

共同研究申請書

年 月 日

千葉県産業支援技術研究所長 様

申請者 所在地

事業所名

代表者名

千葉県産業支援技術研究所共同研究取扱指針第3条の規定により、下記のとおり共同研究を行いたいので申し込みます。

記

1. 研究課題
2. 研究目的
3. 研究内容
4. 実施場所
5. 実施期間
6. 共同研究参加者職氏名
7. 特許等の実施についての希望
8. 研究成果の公表の方法又は時期についての希望

添付書類

- 1 会社概要